

第 6283 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)令和元年 9月18日 水曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二)
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <https://www.zeirishi-miwa.co.jp>

♠ 不相当に高額な役員給与

Q : 法人税では、不相当に高額な役員給与は損金不算入になるそうですが、不相当に高額かどうかはどのように判断すればいいのですか？

A : 次の判断基準があります。

【解説】

法人税において、損金不算入になる役員給与のうち不相当に高額な部分の金額とは、次のうちいずれか多い金額をいいます。

①実質基準

役員に対して支給した給与の額が、その役員の職務の内容、その法人の収益及びその使用人に対する給与の支給の状況、その法人と同種の事業を営む法人で、その事業規模が類似するものの役員に対する給与の支給の状況などから見て、職務に対する対価として相当と認められる金額を超える場合のその超える部分の金額(役員が2人以上いる場合には、これらの役員に係るその超える部分の金額の合計額)

②形式基準

形式基準は、会社の定款の規定や株主総会の決議により、役員に対する給与として支給することができる金銭の額の限度額等を定めている場合に適用されるもので、その限度額の対象となる役員に対して支給した給与の合計額が、その限度額を超える場合におけるその超える部分の金額



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】